

○総務省令第四十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十八日

総務大臣 新藤 義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二十七の第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「G七W電波又はX七W電波」を「又はG七W電波」に改め、同号口中「六四値直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調」を「又は六四値直交振幅変調」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超

え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 通信方式は、単向通信方式であること。

ロ 変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

別表第一号注31(7)ア(ウ)中「5.85GHz」を「1,240MHz」に改める。

別表第二号第10 1(3)中「5.85GHzを超え5.925GHz以下」を「1,240MHzを超え1,300MHz以下、2,330MHzを超え2,370MHz以下、5.85GHzを超え5.925GHz以下」に改める。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。